

健康保険法施行令及び同法施行規則の一部を改正する政省令の施行について

平成27年1月1日付にて施行される標記改正について下記のとおりお知らせします。
なお、施行日前の出産及び療養については、従前の規定が適用されます。

記

1. 出産育児一時金等の額の見直し

	法定給付額	産科医療補償制度掛金額	合計
改正後	40万4千円	1万6千円	42万円
改正前	39万円	3万円	42万円

- 通常の場合は支給額合計42万円で変更はありませんが、産科医療補償制度対象外の場合は法定給付額のみとなり、改正後は上表のとおり引き上げられます。

2. 高額療養費の算定基準額(自己負担限度額)等の見直し

- 70歳未満の被保険者等に係る算定基準額(自己負担限度額)が、現行の3段階の所得区分が5段階に細分化されます。〔*別表のとおり〕

3. 限度額適用認定証等の適用区分の変更

- 前記2.の改正に伴い、適用区分が現行の「A・B・C」から「ア・イ・ウ・エ・オ」に変更されます。〔*別表参照〕

4. 月額変更届及び算定基礎届の用紙規格の変更

- 各種届出等に係る様式の用紙については、順次、日本工業規格B列5番からA列4番に変更されてきましたが、上記の二つの届についてもA4に変更されます。
- 施行日において、現にある改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用することができます。
- 当組合における新様式の配布は、平成27年度からの予定です。

高額療養費制度における自己負担限度額等について

70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額(月単位の上限額)について、平成27年1月診療分から所得区分を細分化しきめ細かく設定されます。70～74歳の方については変更ありません。

※《多数回該当》とは、同一世帯が直近1年間で3月以上高額療養費を支給されている場合の4月目から対象。

【見直し前】

70歳未満	限度額認定証等区分	所得区分	自己負担の上限額(月額)
	A	上位所得者 〔標準報酬月額53万円以上〕	150,000円 + (医療費－500,000円) × 1% 《多数回該当: 83,400円》
	B	一般所得者 〔上位所得者・低所得者以外〕	80,100円 + (医療費－267,000円) × 1% 《多数回該当: 44,400円》
	C	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 《多数回該当: 24,600円》

H27.1.1 施行

【見直し後】

70歳未満	限度額認定証等区分	所得区分	自己負担の上限額(月額)
	ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費－842,000円) × 1% 《多数回該当: 140,100円》
	イ	標準報酬月額 53万円以上 83万円未満	167,400円 + (医療費－558,000円) × 1% 《多数回該当: 93,000円》
	ウ	標準報酬月額 28万円以上 53万円未満	80,100円 + (医療費－267,000円) × 1% 《多数回該当: 44,400円》
	エ	標準報酬月額 28万円未満	57,600円 《多数回該当: 44,400円》
	オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 《多数回該当: 24,600円》